

平成29年度における妥結率の報告について

平成29年4月1日以前から保険薬局の指定を受けている薬局においては、平成29年4月1日から9月30日までの期間における妥結率の実績を九州厚生局あてに報告することとなります。

なお、平成29年4月2日以降に新規で保険薬局の指定を受けた薬局については平成29年度の報告は不要ですが、個人から法人への組織変更等により改めて当該指定を受けた保険薬局は報告が必要です。

1 報告期限

平成29年10月31日（火）

2 提出書類

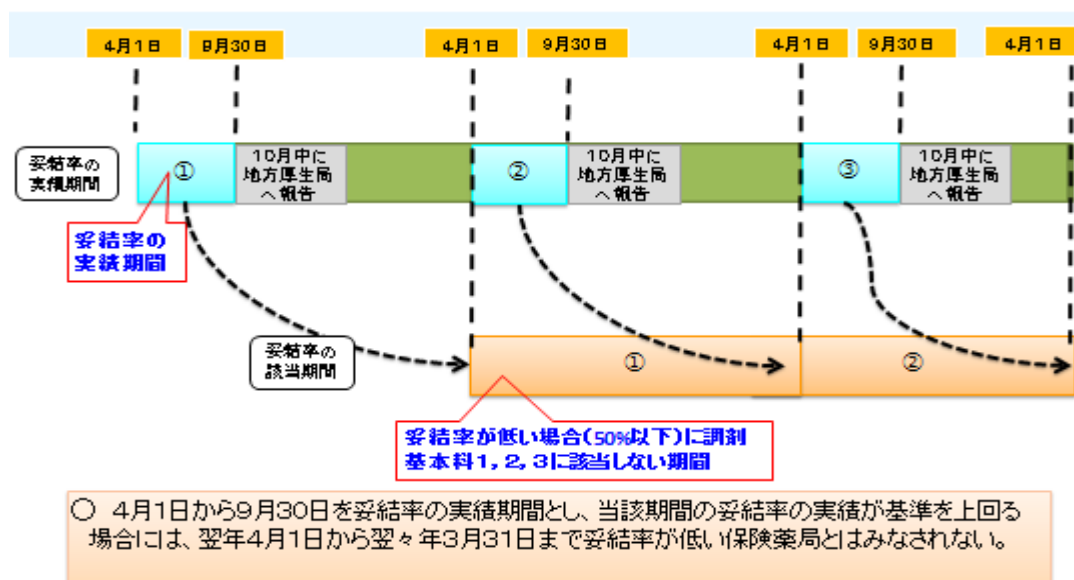
様式85「妥結率に係る報告書」を1部提出する。

※ 同一グループ内の処方せん受付回数の合計が1月に4万回を超えると判断されるグループに属する保険薬局は、保険薬局と卸売販売業者で取引価格の決定に係る契約書等の写し等、妥結率の根拠となる資料を添付すること。なお、それ以外の薬局については資料の添付は不要です。

3 提出先

九州厚生局〇〇事務所

妥結率の実績期間と該当期間



【様式85の九州厚生局ホームページ掲載場所】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

九州厚生局ホームページのトップページから、

「申請等手続き>申請・届出等の手続案内>指導監査課・事務所>妥結率に係る報告について」へ進んでください。